

【議案1】 東京都居住支援協議会 会則 (案)

(名称)

第1条 本会は、東京都居住支援協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する活動を行う区市町村の居住支援協議会に対する活動の支援（設立の促進を含む。以下、同じ。）のために必要な措置について協議することにより、都民の居住の安定確保に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 一 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の収集及び提供その他の区市町村の居住支援協議会の活動の支援に関すること
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること
- 三 その他目的達成のために必要な事業

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、地方公共団体、宅地建物取引業者で構成する団体、賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う者で構成する団体、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体等をもって構成するものとし、別表のとおりとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 監事 2名
- 2 会長は、東京都都市整備局住宅政策担当部長とし、副会長は、東京都福祉保健局企画担当部長とする。
 - 3 監事は、毎事業年度、総会において互選する。
 - 4 会長は、会務を総括するとともに、総会の議長を務める。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。
 - 6 監事は、協議会の財産及び業務執行の状況を監査する。

(総会)

第6条 協議会は、総会を運営する。

- 2 総会は、会長、副会長及び各構成員（東京都を除く。）がその職員等の中からあらかじめ指名した者により開催する。
- 3 総会の召集は会長が行う。ただし、構成員の3分の1以上の書面による請求があったときは、会長は総会を招集しなければならない。
- 4 協議会が必要と認める区市町村等がその職員等の中からあらかじめ指名した者は、オブザーバーとして総会に出席することができる。
- 5 総会は、毎年度1回以上開催する。
- 6 総会は、第2項に掲げる者（代理の者を含む。）の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 7 総会の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 8 総会は、次の事項を承認議決する。
 - 一 協議会の事業計画及び予算に関すること
 - 二 協議会の事業報告及び決算に関すること
 - 三 会則の制定及び改廃に関すること
 - 四 総会に参加するオブザーバーに関すること
 - 五 その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること

(幹事会)

第7条 協議会の運営について補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、各構成員がその職員等の中からあらかじめ指名した者（以下「幹事」という。）をもって組織する。
- 3 前条第4項の区市町村等がその職員等の中からあらかじめ指名した者は、オブザーバーとして幹事会に出席することができる。
- 4 幹事会は、次の職務を行う。
 - 一 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算を作成すること
 - 二 事業の実施及び予算の執行を監理すること
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を決定すること
- 5 幹事会には、幹事の互選により、幹事長を置く。
- 6 幹事長は、幹事会を招集し、その議長を務める。

(秘密の保持)

第8条 構成員（その職員等を含む。）及びオブザーバーは、協議会の活動において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(事業年度)

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、東京都都市整備局住宅政策推進部に置く。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別途定める。

附 則

- 1 この会則は、平成26年6月25日より施行する。
- 2 平成26年度における協議会の事業年度は、設立の日から平成27年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部
公益社団法人東京共同住宅協会
特定非営利活動法人日本地主家主協会
一般財団法人高齢者住宅財団
社会福祉法人東京都社会福祉協議会
公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
東京都住宅供給公社
東京都 （都市整備局、福祉保健局）